２高福第３０３号

令和２年５月１５日

各高齢者施設等管理者様

愛知県福祉局高齢福祉課長

（公印省略）

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染防止の徹底について（依頼）

　高齢者施設等管理者の皆様におかれましては、これまで新型コロナウイルスの感染が拡がる中において、感染拡大防止対策を講じながら、事業を継続していただき感謝申し上げます。

　県内における新たな新型コロナウイルス感染者数は減少傾向にありますが、引き続き感染防止対策の実施が必要であるため、県独自の「愛知県緊急事態宣言」の期間とした５月３１日まで、緊急事態措置を継続しつつ、段階的に社会経済活動のレベルを上げていくこととしております。こうした中、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い高齢者の方々の支援を担っていただいている高齢者施設においては、引き続き感染拡大の防止を図ったうえでサービスを提供していただくことが必要と考えております。

つきましては、これまでと同様に、令和２年４月７日付け厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）」及び令和２年４月２４日付け事務連絡「介護サービス事業所によるサービス継続について」に基づき、感染防止に努めていただくようお願いします。

　また、利用者・職員に感染者が発生した場合においては、感染者に接触した者の特定や関係機関への連絡等を速やかに行う必要がありますので、着実に実施できるよう現在の初動体制を維持するなど、適切に対応していただくようお願いします。

なお、感染者が判明したり、ＰＣＲ検査の受検が決まったなどの場合には、速やかに高齢福祉課まで報告していただきますようお願いします。５月末までの土曜・休日につきましては、大型連休中と同様に福祉総務課まで（午前９時から午後５時までは電話［０５２－９５４－６２５７］、午後５時から翌日の午前９時まではメール［fukushi-corona-houkoku@pref.aichi.lg.jp］により）連絡をお願いします。

担　当　施設グループ

電　話　０５２－９５４－６２８７

担　当　介護保険指定・指導グループ

電　話　０５２—９５４—６２８９